

姫路市指定管理者制度導入基本方針

令和4年（2022年）4月改正

姫 路 市

目 次

1	指定管理者制度について	P 1
2	公の施設における管理形態 (参考) 公の施設	P 2
3	指定管理者制度の運用方針	P 4
	(1) 指定期間	
	(2) 利用料金制	
	(3) 条例の制定	
	(4) 個人情報保護	
	(5) 指定管理者の募集方法	
	(6) 指定管理者選定委員会の設置	
	(7) 指定管理者との協定の締結	
	(8) 指定管理者制度運用委員会の設置	
4	指定管理者に対するモニタリング	P 8
	(1) 管理運営状況等の把握	
	(2) 指定管理業務の評価・公表	
	(3) 指定管理者の財務状況等の把握	
	(4) 指定の取消し、業務の全部又は一部の停止	
	(資料)	
	① 地方自治法(抜粋)	P 9
	② 指定管理者制度導入の手順(例)	P 10

1 指定管理者制度について

国、地方を通じた厳しい財政状況や高度化・多様化する公共サービスへの需要に対応するためには、より一層の効果的・効率的な行政運営が求められている。

このような状況を踏まえ、本市においても行政の守備範囲や役割を見直し、「民間にできることは民間で」という考えの下に、公共サービスの水準を維持しながら民間活力を取り入れていく必要がある。

公の施設の管理運営の委託先は、従来、地方自治法により公共団体、公共的団体、政令で定める出資法人に限定されていたが、平成15年に制定、施行された「地方自治法の一部を改正する法律」により、新たに「指定管理者制度」が創設され、委託先が民間法人や民間団体にも拡大されることとなった。

「指定管理者制度」は、施設の管理運営に係る民間事業者の優れた経営ノウハウや技術等を活用することにより、管理経費の縮減、利用者へのサービス向上等を図ることが期待できる制度である。

本市においても、指定管理者制度を導入することが適切な施設については積極的に導入し、公の施設の管理運営を指定管理者に委ね、公共サービスの最適化を図っていくこととしている。

【制度の特徴】

指定管理者制度の特徴は、以下の表のとおりである。

項目	特徴
① 受託主体	法人その他の団体（法人格は必ずしも必要でない）。民間事業者も可能
② 法的性格	「指定」（行政処分的一种）により公の施設の管理権限を指定を受けた者に委任するもの。「管理の代行」
③ 公の施設の管理権限	指定管理者が有する。 ※「管理の基準」、「業務の範囲」は条例で定めることを要する。
ア 施設の使用許可	条例の定めるところにより、指定管理者が行うことができる。
イ 基本的な利用条件の設定	「管理の基準」として条例で定めることを要し、指定管理者はできない。
ウ 不服申立てに対する決定、行政財産の目的外使用の許可	指定管理者はできない。
④ 公の施設の設置者としての責任	地方公共団体
利用者に損害を与えた場合（管理運営上）	地方公共団体に責任が生じる。
⑤ 利用料金制度	採ることができる。
⑥ 議会の議決	指定管理者の指定には、議会の議決が必要

2 公の施設における管理形態

公の施設の管理に当たっては、原則として以下の分類に基づき、施設の性格、設置目的、また政策的な見地、業務の特殊性や専門性などの観点から、市による直営とするか、指定管理者制度を導入するかを検討し、各施設の管理形態の最適化を図ることとする。

なお、いずれの管理形態の場合においても、効果的かつ効率的な管理運営がなされなければならないことに留意する。

また、直営の施設又は非公募により指定管理者を選定している施設については、継続的に検証を行い、適宜、当該施設の分類や管理形態を見直していくこととする。

(1) 基本分類

- ① 施設の管理運営に当たり、高度な安全性、公平性、中立性などが求められる施設は、原則として直営により管理する。

(例)

- ・法令等の規定により、管理主体が市に限定されている。
- ・法令等の規定により、指定管理者が行うことができる業務が限定されている。
- ・その他公共関与の必要性が高い。

(留意点)

安全性の確保、情報の保護、技術・ノウハウの継承等に配慮しつつ、個別業務の委託化など、効率的な管理運営に努めることとする。

- ② 市の政策目的を達成する上で拠点的な役割を果たす施設であって、管理運営において市施策との一体性が必要とされる施設については、直営による管理又は非公募若しくは公募により指定管理者制度を導入する。

(留意点)

非公募とする場合の指定管理者は、団体の設立目的が市の政策目的に合致し、市との緊密な連携の下に公益の増進を図ることが期待できる公益法人等の公共的な団体とする。

ただし、当該団体の他に適切な担い手の出現があれば、公募による選定を検討する。

- ③ 民間事業者のノウハウの導入により、市民サービスの向上や施設の効果的かつ効率的な運営が図られることが期待できる施設については、公募により指定管理者制度を導入する。

(留意点)

この分類に該当する公の施設のうち、非公募により外郭団体を指定管理者に選定している施設については、段階的に公募による選定に切り替える。

また、公募による選定の場合、市が外郭団体に求める役割及び選定されなかった際に与える経営への影響を考慮して、市は外郭団体に指定管理者への応募を要請しないこととする。

(2) その他例外的な分類

- ① 以下の条件に当てはまる施設は、直営による管理とすることができることとする。

なお、指定管理者制度の導入効果が期待できる直営施設については、諸準備を進め、移行の要件が整ったものから制度導入を図ることとする。

- ・直営の方が低価なコストで管理できる施設
- ・指定管理者制度を導入しても経費節減が見込まれない施設（小規模施設）
- ・近い将来、施設の廃止や大規模改修、民営化等を予定し、又は検討している施設

② 以下の条件に当てはまる施設は、非公募の指定管理者による管理とすることができることとする。

- ・地域の振興・活性化を目的とした地域密着型の施設であって、地域住民等で組織された団体が管理運営を行うことにより、施設の設置目的を効果的に達成でき、かつ住民主体のまちづくりの推進が期待できる場合
- ・P F I 事業においてP F I 事業者を指定管理者に指定する場合など、指定管理者となるべき団体が特定される場合
- ・業務の特殊性等によりその施設の適正な管理運営ができる団体の公募が困難であると認められる場合
- ・他の施設との一体的管理が必要な場合
- ・緊急に指定管理者を指定しなければならない場合

(参考) 公の施設

「公の施設」とは、「住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するために地方公共団体が設置する施設」であり「その設置及び管理に関する事項」は条例で定めなければならないとされている。指定管理者制度の適用については、「公の施設」に限定されるため、「公の施設」に該当しないものについては、制度の導入対象とならない。

【公の施設の要件】

要件		補足
① 設置主体	市が設けるものであること。 (財産区を含む)	姫路市以外の公共団体が設置するものは市の公の施設ではない。(姫路城など)
② 目的	住民の福祉を増進	財政上の必要で設けられる施設等は公の施設ではない。(競馬場など)
	住民利用	本来的機能が住民の利用を予定しない施設は公の施設ではない。(庁舎・環境衛生研究所など)
③ 利用主体	姫路市の住民	姫路市に住所を有する者を主たる利用対象者とししないものは公の施設ではない。(観光案内所など)
④ 外形	施設であること。	公の施設とは物的施設を中心とする概念。人的施設は公の施設ではない。(助産師・巡回講師など)

3 指定管理者制度の運用方針

(1) 指定期間

指定管理者の指定の期間は、3～5年の期間を基本とし、指定管理者制度運用委員会において定める。ただし、施設の特異性等合理的な理由がある場合は、別途定めることができることとする。

(2) 利用料金制

利用料金制は、公の施設の利用に係る料金を指定管理者の収入として収受させることができる制度である。

指定管理者制度導入に際し、併せて利用料金制を導入することにより、指定管理者の自主的な経営努力の発揮や会計事務の簡素化が期待できる施設については、施設の特性等を踏まえ、利用料金制の積極的な導入を図ることとする。

(3) 条例の制定

条例化に当たっては、指定の手續、管理の基準及び業務の範囲等について、条例で規定する。これら条例で規定すべき事項については、具体的内容がそれぞれの施設で異なるため、それぞれの公の施設の条例において規定する。

【条例で定めるべき事項】

- ・ 指定管理者の指定の手續

申請の方法、選定基準等

- ・ 指定管理者が行う管理の基準

住民が公の施設を利用するに当たっての基本的な条件、公の施設の管理上必要不可欠な業務運営の基本的事項

- ・ 指定管理者が行う業務の範囲

施設ごとにそれぞれの施設に対応した管理運営業務

(4) 個人情報保護

利用者の個人情報の適正な取扱いを確保するため、それぞれの公の施設の条例で明文化するとともに、姫路市個人情報保護条例及び同施行規則に基づき、必要な措置を講じることとする。

(5) 指定管理者の募集方法

指定管理者の募集は、原則として、公の施設ごとに行う。ただし、複数の施設の管理運営を同一の指定管理者に行わせることが適当と判断される場合は、一括して募集を行うことができることとする。

また、募集要項及び業務内容を詳細に記載した仕様書は、各施設所管部局において、施設ごとに作成する。

① 公募の実施

公募を実施するときは、市役所、各支所前の掲示板その他必要な場所において、次に掲げる事項をあらかじめ公告し、併せて概要をホームページで公表する。

- ア 公の施設の概要（名称、所在地、建物概要等）
- イ 当該公の施設の前年度における利用者数、決算その他運営に係る事項
- ウ 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
- エ 指定の期間
- オ 利用料金制の有無
- カ 申請者の資格及び申請方法
- キ 申請に係る提出期限
- ク 選定の基準
- ケ その他市長が必要と認める事項

② 申請者の資格

申請者の資格は、次に掲げる事項のほか、公の施設ごとに定める。

ア 資格

次の要件を満たすことが必要です。

- (ア) 団体（共同事業体等のグループを含む。）であること（法人格の有無は問わないが、法律上、個人は指定管理者になることはできない。）。
- (イ) 休日・夜間等において対応が必要な場合や、災害時の避難所として開設する必要性が生じた場合等、緊急時に迅速な対応がとれる体制を有する団体であること。

イ 欠格事由（団体又はその代表者）

団体又はその代表者が次の各号のいずれかに該当する場合は、応募することができない。

- (ア) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (イ) 本市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (ウ) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- (エ) 本市において地方自治法第244条の2第3項の規定による指定を取り消されたことがあり、その取消しの日から2年を経過しない者
- (オ) 地方自治法施行令第167条の4（一般競争入札の参加資格）の規定に抵触することとなる者
- (カ) 姫路市登録業者指名停止等措置要綱（昭和62年6月25日制定）の規定に基づく指名停止を受けている者
- (キ) 法人にあっては当該法人の、法人以外の場合は代表者の市税及び国税を滞納している者
- (ク) 会社更生法、民事再生法に基づく更生又は再生手続きを開始している者

ウ 欠格事由（その他）

団体の代表者等（法人にあっては、非常勤を含む役員及び経営に事実上参加している者、任意の団体にあっては、その代表者及び経営に事実上参加している者をいう。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、応募することができない。

- (ア) 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者である場合
- (イ) 暴力団員を使用した場合
- (ウ) 暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を与えた場合
- (エ) 暴力団員と密接な交際等を有している場合

③ 申請関係書類の提出及び受理

- ア 申請関係書類 申請に当たっては、申請書その他必要書類を提出するものとする。
- イ 提出期間 申請関係書類の提出期間は、原則として公告日の翌日から起算して45日を経過した後の別に定める期間とする。

④ 公募によらない場合の措置

公募によらず候補者を選定する場合においては、「① 公募の実施」による手続を必要とせず、また、申請関係書類の提出期限は、施設所管部局が指示する期限とする。

(6) 指定管理者選定委員会の設置

① 設置

公の施設の指定管理者の候補者（以下「候補者」という。）の選定に関する審議及び審査を行うため、市長の附属機関として指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

② 所掌事務

- ア 指定管理者の募集の方法、募集要項その他指定管理者の募集に関すること。
- イ 候補者の選定に係る審査基準その他審査の方法に関すること。
- ウ 候補者の選定に関すること。
- エ その他委員長が必要と認める事項

③ 組織

- ア 委員会は、委員5人以内で組織する。ただし、部会を設置する場合にあっては、委員15人以内で組織する。
- イ 委員は次に掲げる者及び理事のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
 - (ア) 学識経験のある者
 - (イ) 市民の代表又は公の施設の利用者の代表
 - (ウ) 団体経営及び財務管理について専門的な知識を有する者
 - (エ) 理事以外の市職員

④ 選定基準等

選定委員会は、候補者を選定する場合には、次の各号に掲げる選定基準について特に意を用い、かつ、総合的に判断しなければならない。

- ア 施設の設置目的の達成
- イ 利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上
- ウ 当該施設を運営するに当たっての効率化への取り組み
- エ 団体の当該業務に対する意欲・熱意
- オ 当該施設を運営するに当たって、安全性への十分な配慮
- カ 団体の当該施設に類似する施設における運営実績
- キ 団体の経営の安定性・継続性
- ク 団体運営における法令等の遵守状況
- ケ 団体の理念・姿勢
- コ 団体の職員の育成体制
- サ 団体の環境保護及び障害者の雇用等の福祉政策に対する姿勢

⑤ 選定結果の通知

選定結果については、申請者に通知する。

⑥ 選定委員会の会議の非公開

選定委員会の会議については、率直な意見交換が損なわれるおそれがあること、また、具体的な法人の技術情報や信用情報にかかわる内容が公開されてしまう可能性があるため、非公開とする。ただし、会議の内容をまとめたものについては、公表することとする。

(7) 指定管理者との協定の締結

次に掲げる事項について、指定管理者と協定を締結する。

なお、指定期間全体に及ぶ事項については基本協定、指定管理料のように毎年度取り決めるべき事項については年度協定として締結することとする。

- ア 指定管理者に行わせる管理業務の範囲
- イ 指定管理者が行う管理の基準
- ウ 施設の使用許可に関する基準
- エ 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- オ 市が支払う指定管理料に関する事項
- カ 利用料金に関する事項
- キ 指定管理者と市の負担区分
- ク 事業報告に関する事項
- ケ その他

(8) 指定管理者制度運用委員会の設置

① 設置

指定管理者制度の円滑な導入及び効果的な運用について、必要な事項を審査するため、庁内組織として指定管理者制度運用委員会を設置する。

② 所掌事務

- ア 指定管理者制度の運用及び導入についての方針決定に関すること。
- イ 指定管理者制度の導入に係る各施設毎の調整等に関すること。
- ウ 候補者の決定に関すること。
- エ 指定管理者との協定の履行上の疑義に関すること。
- オ 指定の取消し、停止その他指定管理者に協定の不履行があったときの処理に関すること。
- カ その他指定管理者制度の運用及び導入に係る必要な事項の検討及び調整等に関すること。

③ 組織

副市長及び職員のうちから委員長が命ずる委員若干名をもって組織する。

4 指定管理者に対するモニタリング

指定管理者による、適正かつ効果的な公の施設の管理運営を担保する観点や、管理運営の安定性・継続性を担保する観点から、指定管理者の管理運営や財務の状況について、適宜、モニタリング（業務監督）を行い、必要な措置を講じることとする。

(1) 管理運営状況等の把握

指定管理者に対し報告書等を提出させ、施設の利用状況、管理運営の状況及び収支状況を確認するとともに、定期・不定期に実地調査を実施する。また、利用者等の要望や苦情を受け付ける体制を整えるほか、アンケートなどの実施により当該施設に係る市民ニーズの把握を行う。

これらの結果を踏まえ、必要に応じて指定管理者に対し指導、調査・指示等を行うこととする。

(2) 指定管理業務の評価・公表

実地調査の結果や指定管理者から提出された報告書等に基づき、毎年度、指定管理業務の評価を行う。評価結果は、市のホームページに掲載し、公表することとする。

(3) 指定管理者の財務状況等の把握

指定管理者の倒産や指定期間中の撤退といったリスクに備えるため、指定管理者から提出された財務諸表等に基づき、毎年度、指定管理者の財務状況を把握し、指定管理者による施設の管理運営の安定性・継続性について確認する。

(4) 指定の取消し、業務の全部又は一部の停止

モニタリングの結果、指定管理者が市の要求する業務の基準を満たしていないと判断した場合や財務状況等が大幅に悪化していると判断した場合は、指定管理者に必要な改善措置を講じるよう指示を行う。それでも改善が見られない、又は市の指示に従わないときは、指定の取消し、業務の停止命令等の必要な措置を講じることとする。

(資料)

① 地方自治法（抜粋）

(公の施設)

第244条 普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもつてその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする。

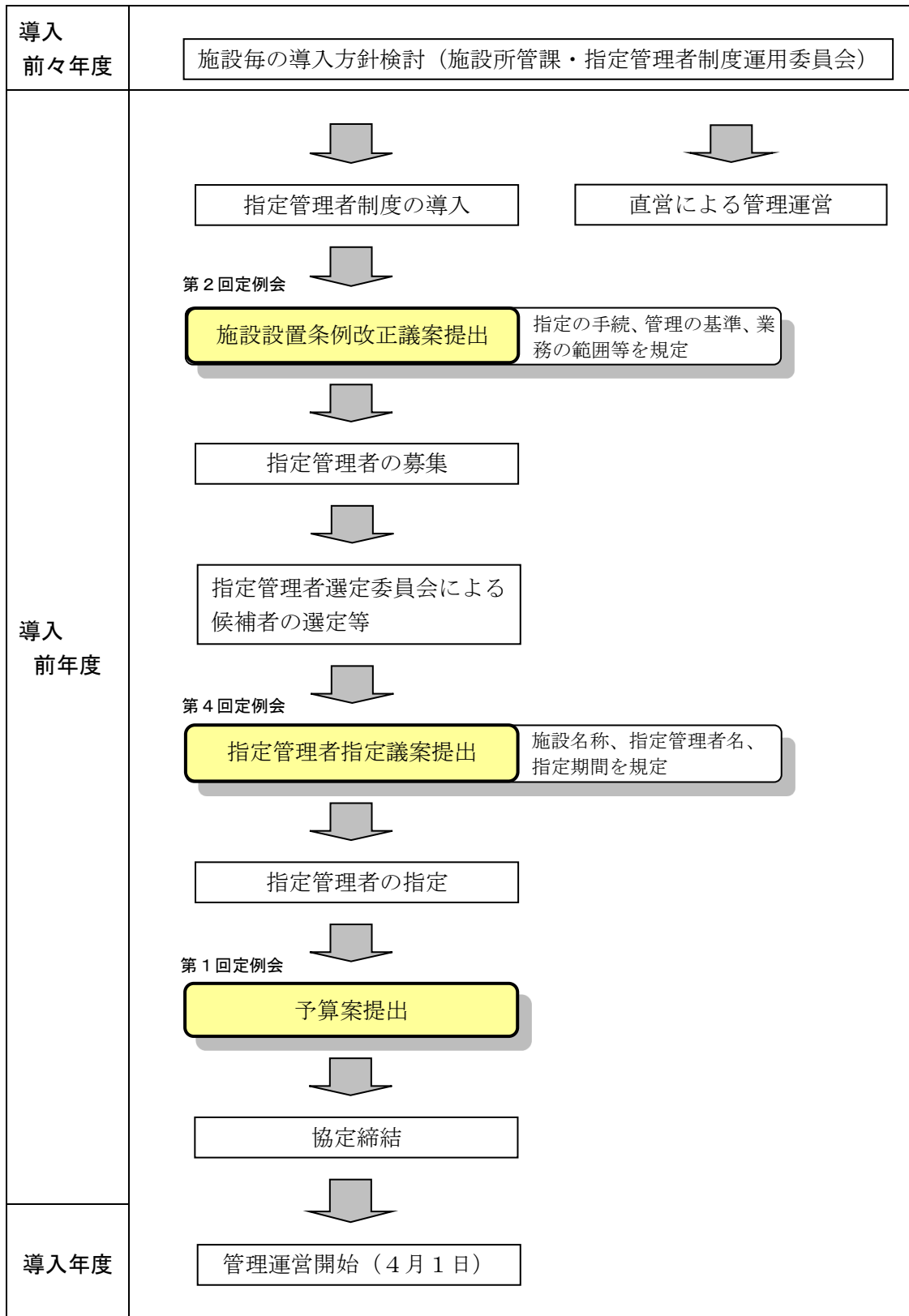
- 2 普通地方公共団体（次条第3項に規定する指定管理者を含む。次項において同じ。）は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。
- 3 普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

- 2 普通地方公共団体は、条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものについて、これを廃止し、又は条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするときは、議会において出席議員の3分の2以上の者の同意を得なければならない。
- 3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第244条の4において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。
- 4 前項の条例には、指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。
- 5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。
- 6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。
- 7 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。
- 8 普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金（次項において「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。
- 9 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。
- 10 普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。
- 11 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

② 指定管理者制度導入の手順（例）



姫路市指定管理者制度導入基本方針

平成16年(2004年)12月 制定
令和4年(2022年)4月 改正

姫路市総務局総務部行政経営課
〒670-8501
姫路市安田四丁目1番地
TEL 079-221-2947
FAX 079-221-2123